

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 9 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 渡 邊 泰 成

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 6 日から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 10 日 午後 1 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 23 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,280,000 5,024,000	一括	1,256,000	62,275	0
1	430,000				
2	3,040,000				
3	2,810,000				
					</

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市東片貝町 |
| | 地 番 | 8 7 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 5 . 5 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市東片貝町 |
| | 地 番 | 8 7 3 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 6 . 7 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 前橋市東片貝町 8 7 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 8 7 3 番 |
| | 種 類 | 寄宿舍 |
| | 構 造 | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 6 . 8 8 平方メートル
2 階 9 4 . 4 0 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 床 面 積 | 1 階 約 1 0 5 . 1 6 平方メートル
2 階 9 4 . 4 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 1 6 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 荻 野 和 泉

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 前橋市東片貝町
 地 番 8 7 3 番 1
 地 目 宅地
 地 積 5 5 . 5 0 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 前橋市東片貝町
 地 番 8 7 3 番 2
 地 目 宅地
 地 積 3 9 6 . 7 3 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 前橋市東片貝町 8 7 3 番地
 家屋 番号 8 7 3 番
 種 類 寄宿舍
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 9 6 . 8 8 平方メートル
 2 階 9 4 . 4 0 平方メートル
 (現況)
 種 類 居宅
 床 面 積 1 階 約 1 0 5 . 1 6 平方メートル
 2 階 9 4 . 4 0 平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



令和8年(ケ)第 6号
令和8年 2月 3日受理
令和8年 3月 3日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 三井 誠 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 前橋市東片貝町

地 番 8 7 3 番 1

地 目 宅地

地 積 5 5 . 5 0 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 前橋市東片貝町

地 番 8 7 3 番 2

地 目 宅地

地 積 3 9 6 . 7 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 前橋市東片貝町 8 7 3 番地

家屋 番号 8 7 3 番

種 類 寄宿舍

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 9 6 . 8 8 平方メートル
2 階 9 4 . 4 0 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	前橋市東片貝町873番地付近（住居表示未実施）		
土地	物件1、2		
現況地目	■宅地（物件1、2）		
形状	■概ね公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■概ね地積測量図のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	■土地共有者ら（A、B） 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	■土地に定着する鉄骨製物置（損傷あり）が存在する。		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載と概ね同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物 ☐ 附属建物） ■種類：居宅 ☐ 構造： ■床面積：1階 約105.16平方メートル		
物件目録にない附属建物	■ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	■建物共有者ら（A、B） 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	■2階の天井にしみが見受けられる。（写真⑨参照）		
執行官保管の仮処分	■ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 概ね建物図面（各階平面図）のとおり ■概ね土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

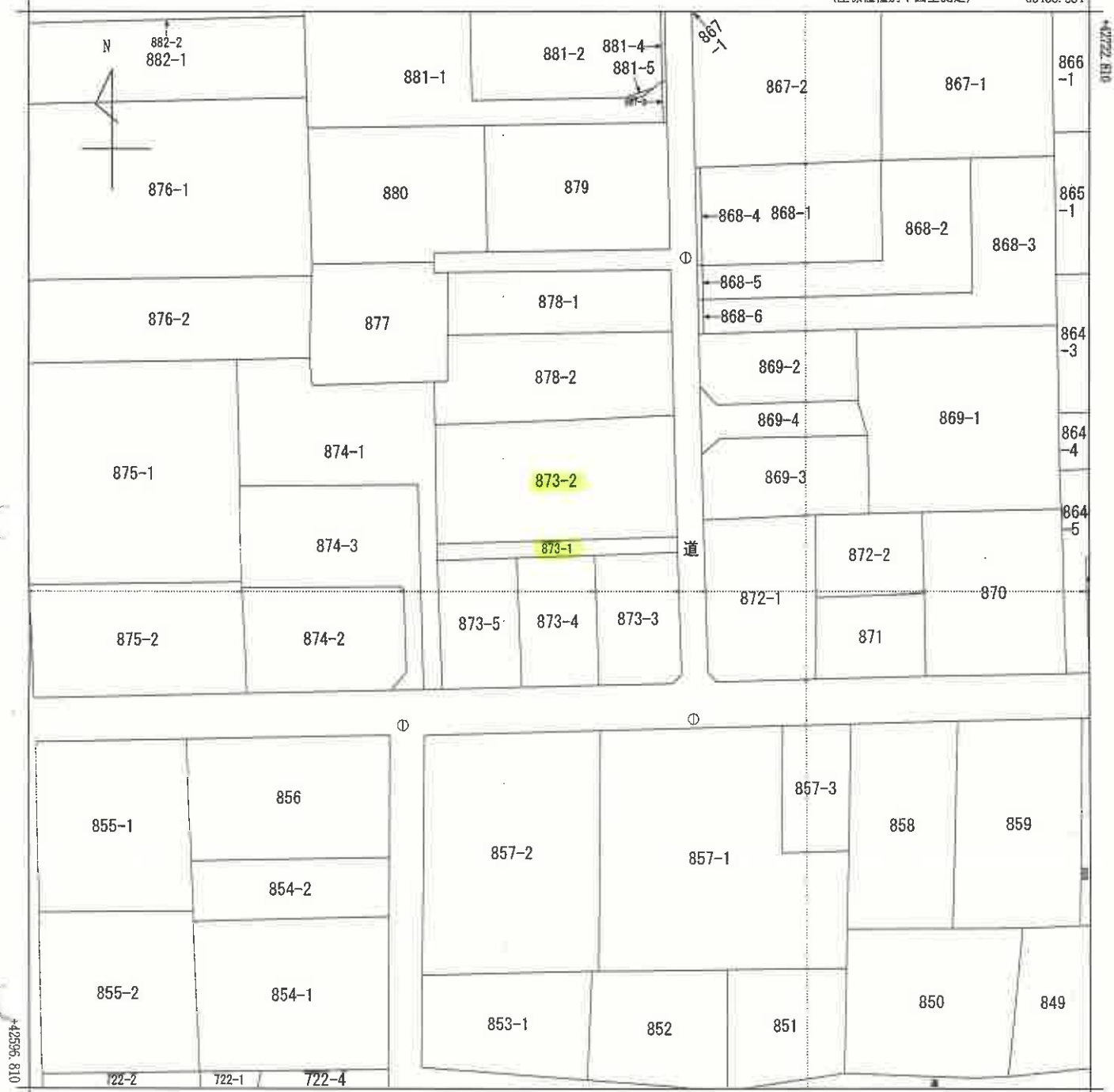
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (共有者)	1 Aは妻です。本件建物で一緒に暮らしています。 2 本件建物に雨漏りはないと思いますが、古い建物なので床等はそれなりに傷んでいます。2階はほとんど使用していないのでよくわかりません。 3 猫を1匹飼っています。 4 西方の物置はうちのものですが、大雪のときに屋根が損傷しました。

執行官の意見

- 登記記録によれば、本件建物は昭和47年新築と記載され、一部に増築が認められるが、経年による損傷が見受けられる。当初は、寄宿舍として使用されていた模様であるが、現在は共有者ら（A、B）が暮らしており、居宅として使用されている。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月3日 15:45-16:05	前橋市役所	■家屋見取図の交付請求（後日受領）
令和8年2月4日 9:30-9:40	物件所在地	■現地調査、写真撮影、共有者らと面談
令和8年2月5日 13:10-13:20	前橋地方法務局	■地積測量図、登記事項要約書、各交付 ■建物登記調査
令和8年2月19日 9:50-10:40	物件所在地	■現地（建物立入）調査、写真撮影、共有者らと面談
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和8年2月19日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



-65583.334 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地
番
区
域
見
出

東片貝町

請 求 部 分	所 在 前橋市東片貝町					地 番 873番1			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	Ⅸ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月8日
前橋地方務局請求番号：35-1
(1/1)

登記官

A3をA4に縮小コピー

(6 枚目)

登記年月日：平成7年5月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日 前橋地方方法務局

登記官

(7 枚目)

地積測量図

地番	873-3-4、-5
土地の所在	前橋市東片貝田

1233413

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類
①	石杭	●	合成杭
②	コンクリート杭	○	金属杭
③	刻ミ	—	

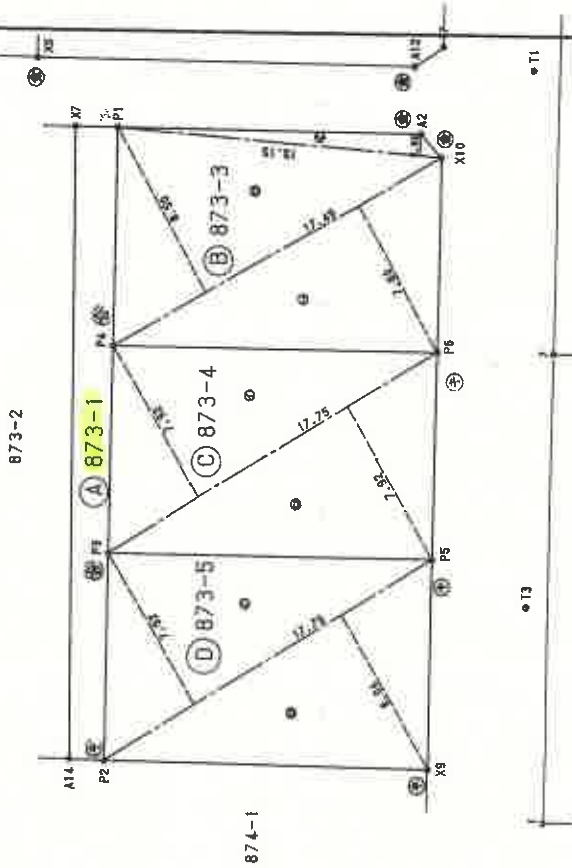
三斜求積表

地番	①	②	③	④	⑤	⑥
①	15.15	9.95	14.32500			
②	17.49	8.50	148.665000			
③	17.49	7.50	132.924000			
④			295.981500			
⑤			147.990750			
⑥			147.99 m²			

地番	①	②	③	④	⑤	⑥
①	17.75	7.92	140.580000			
②	17.75	7.92	140.580000			
③			281.150000			
④			140.580000			
⑤			140.58 m²			

地番	①	②	③	④	⑤	⑥
①	17.75	7.92	140.580000			
②	17.75	8.04	142.710000			
③			283.290000			
④			141.645000			
⑤			141.64 m²			

地番	①	②	③	④	⑤	⑥
①			485.715750			
②			430.2157500			
③			55.500000			
④			55.50 m²			



平成七年五月二十日

作製者

(平成 7 年 5 月 20 日作製)

申請人

縮尺 1/250

(群馬土地家屋調査士会)

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成2年12月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日

前橋地方佐務局

登記官

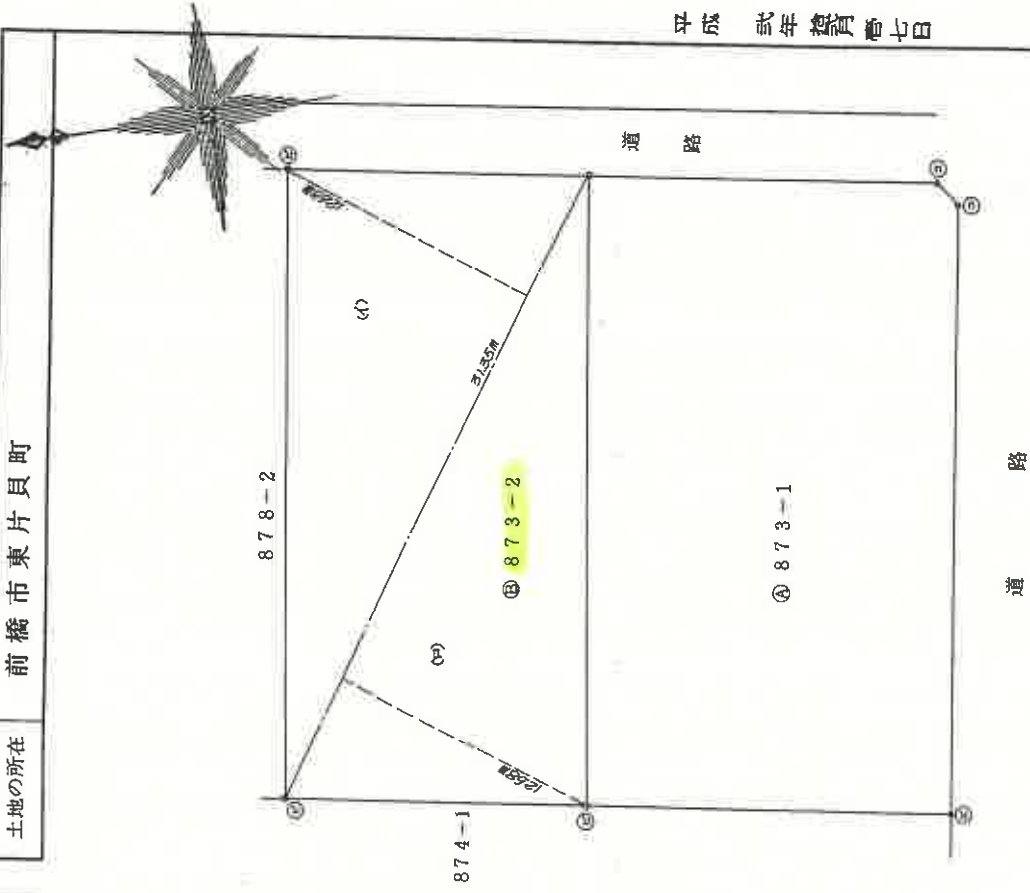
(8 枚目)

凡	記号	測量標の種類	記号	測量標の種類
①	石杭	①	合成杭	
②	コンクリート杭	②	金属杭	
③	銅ミ	③	鉄杭	

地 積 測 量 図

地 番 8 7 3 - 2
土地の所在 前橋市東片貝町

123341



平成 2 年 12 月 17 日

$$\begin{aligned} \textcircled{B} 873-2 & \\ 31.35 & \times 12.63 = 395.9505 \\ 31.35 & \times 12.68 = 397.5180 \\ & \frac{1}{2} 793.4685 \\ & \underline{396.734225 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{A} 873-1 & \\ 882.45 \text{ m}^2 - 396.734225 \text{ m}^2 & = 485.71575 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

作製者

2 年 12 月 12 日(作製)

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：昭和47年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月8日 前橋地方務局

登記官

(9枚目)

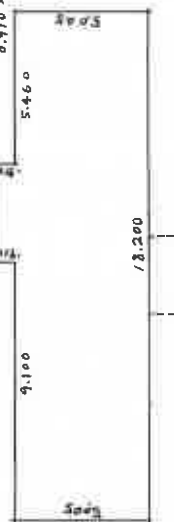
建物階平面図

家屋番号	873
建物の所在	前橋市東片貝町四番地873番地 前橋市東片貝町四番地873番地

2220706

各階平面図 $S:1/200$
2階平面

床面積
 $18.200 \times 5.008 = 91.091$
 $0.910 \times 3.640 = 3.3124$
計 94.4034 m^2



1階平面

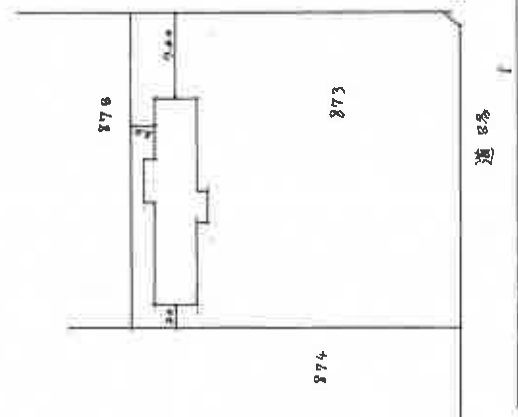
床面積
 $18.200 \times 5.005 = 91.091$
 $0.910 \times 3.640 = 3.3124$
 $0.910 \times 2.730 = 2.4843$
計 96.8877 m^2



建物図面 $S:1/500$



昭和四十七年四月廿七日



(日 測 速 15)

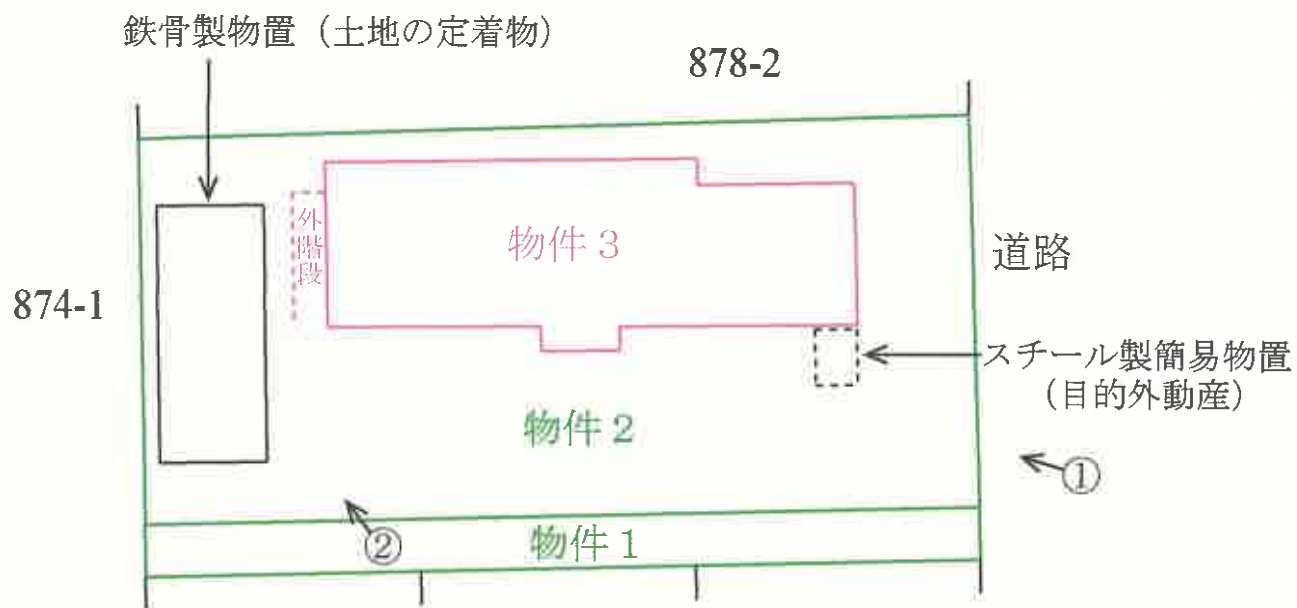
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 $1/200$ $1/500$

土地建物位置関係図



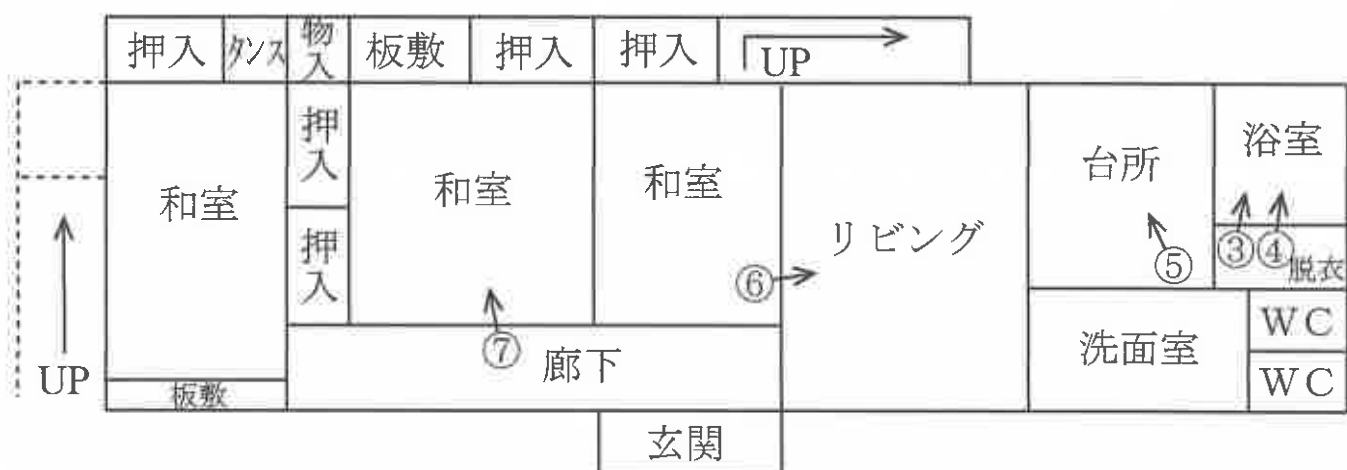
←○写真撮影位置・方向



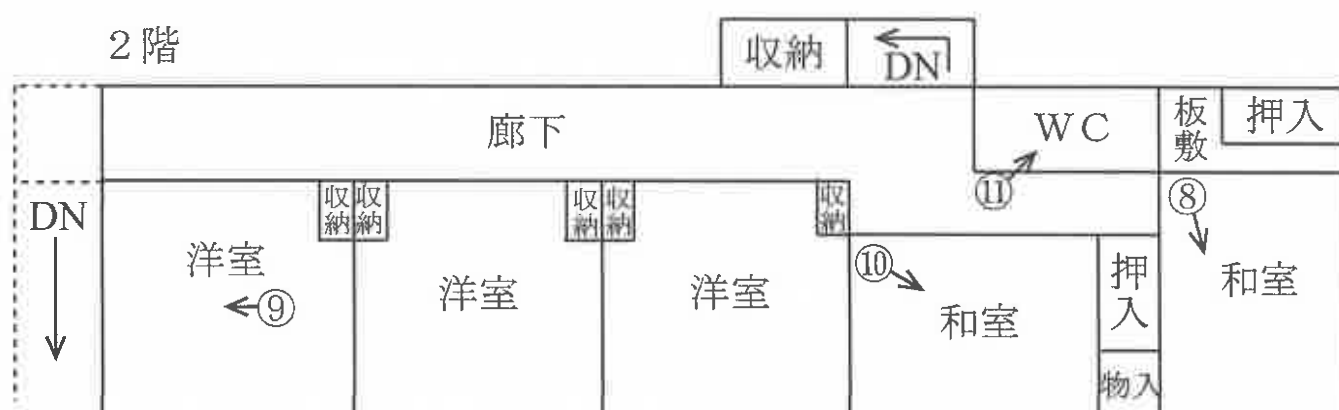
建 物 間 取 図

←○写真撮影位置・方向

1 階



2 階









⑥



⑦



⑧



令和8年（ケ）第6号
令和8年2月19日 現地調査
令和8年3月23日 評 価

前橋地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原 孝 幸

第1 評価額

一括価格	
金 6,280,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 430,000円
物件2（土地）	金 3,040,000円
物件3（建物）	金 2,810,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	前橋市東片貝町 873番1 宅地 55.50㎡	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	前橋市東片貝町 873番2 宅地 396.73㎡	同 左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	前橋市東片貝町873番地 873番 寄宿舍 木造瓦・亜鉛メッキ銅板葺 2階建 1階 96.88㎡ 2階 94.40㎡ 延 191.28㎡	ほぼ同左 但し、種類は居宅である。 また、1階に約8.28㎡の未登記部分があり、1階床面積が約105.16㎡、延床面積が約199.56㎡である。
番号	特 記 事 項		
1 ～ 3	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	JR両毛線「前橋大島」駅の北西方・道路距離約1.9km	
付 近 の 状 況	一般住宅を中心に、共同住宅、事業所、農地等の混在する住宅地域。地勢は概ね平坦。今後も現状維持で推移すると見込まれる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化調整区域
	用 途 地 域	用途地域の指定はない
	建 ぺ い 率	70%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	—
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	東側約16mが幅員約4mの舗装市道に概ね等高に接面する、奥行約28m、2筆合計452.23㎡の長方形地である。敷地内は概ね平坦。	
接 面 道 路 の 状 況	東側：幅員約4mの舗装市道（特記事項参照） （建築基準法第42条第1項第1号）	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1・2は物件3建物の敷地として利用されており、土地建物共有であることから、物件1・2の全体に法定地上権が成立するものと判断した。周辺には一般住宅等が存する。	
供給処理施設	水 道	あり
	ガス配管	なし
	下 水 道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項

・本件土地が東側で接面する市道は現況約4mで前橋市役所において入手した道路台帳によると道路幅員4.1mと記載されているが、地図（不動産登記法第14条第1項）上の道路幅は約3mとなっている。本件土地の一部がセットバックにより現況市道の一部になっていると思われる。

・本件土地は原則として建物等の敷地として利用できない市街化調整区域内に存するが、前橋市役所において確認したところ、物件3建物は適法に建築されており、同一用途（寄宿舍）であれば建て替え可能とのことである。また、周辺土地の一般的な利用用途である住宅については、都市計画法第34条第11号等の規定を活用することにより建築できる可能性があるが、開発許可を受けるためには様々な要件が規定されており、不確実性があるため買受人は注意を要する。

・別添建物配置図のとおり、土地の定着物である鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置（損傷あり）、売却対象外動産であるスチール製簡易物置が存する。

・マッピングぐんまによれば本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地該当していない。

・土壤汚染に関する法令上の調査によると、土壤汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域の指定、土壤汚染対策法に規定されている特定有害物質の使用等のある水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設の届出はない。また、現地調査を行った限りにおいて、土壤汚染が懸念される土地利用は確認できなかった。

・国土地理院洪水ハザードマップによると、本件土地は洪水浸水想定区域（想定最大）において想定浸水0.5～3.0m未満の区域に該当している

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）：昭和47年1月31日新築 経 過 年 数 ： 約54年 経済的残存耐用年数：耐用年数は満了している
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： 瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 ： リシン吹付けほか 内 壁 ： 合板ほか 天 井 ： ビニールクロス、化粧石膏ボードほか 床 ： フローリング、畳ほか 設 備 ： 電気設備、給排水衛生設備ほか その他：－
床面積（現況）	延199.56㎡（内、未登記部分約8.28㎡）
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り ： （別添「建物間取図」参照）
品 等	下位
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物共有者らが本建物を住居として使用している。
特記事項	・ 建築当初は寄宿舍として設計された建物であるが、現況は居宅として利用されている。 ・ 室内では猫が1匹飼育されている。 ・ 2階天井に雨漏りが疑われるシミが見られた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	39,100	0.68	55.50	0.8	1,180,000
2	39,100	0.68	396.73	0.8	8,440,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 前橋-33

公示等価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $41,100 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 105 = 39,100 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地 域 格 差 : 道路事情、周辺環境等を考慮して上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差 : 規模大、セットバック、開発許可の不確実性等を検討して、-32%と査定した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

なお、土地の定着物である鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置については、市場価値はないと判断した。

(2) 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	140,000	199.56	0.03	840,000

ウ 現 価 率

現価率のみ3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格（円） ア×イ
1	1,180,000	0.40	法定地上権	470,000
2	8,440,000	0.40	法定地上権	3,380,000
合 計				3,850,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,180,000	-470,000	—	1.00	0.60	430,000
2	8,440,000	-3,380,000	—	1.00	0.60	3,040,000
3	840,000	+3,850,000	1.00	1.00	0.60	2,810,000
一 括 価 格 （ 合 計 ）						6,280,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（前橋-33）

所 在：前橋市西片貝町3丁目48番3

価 格：41,100円／㎡

位 置：JR両毛線「前橋」駅から道路距離で約2.6km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：152㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西側10.5m市道

用 途 指 定 等：市街化調整区域、用途地域の指定はない
（建ぺい率70%、容積率200%）

地 域 の 概 要：中小規模住宅のほかに農地等も見られる住宅地域

第7 附属資料

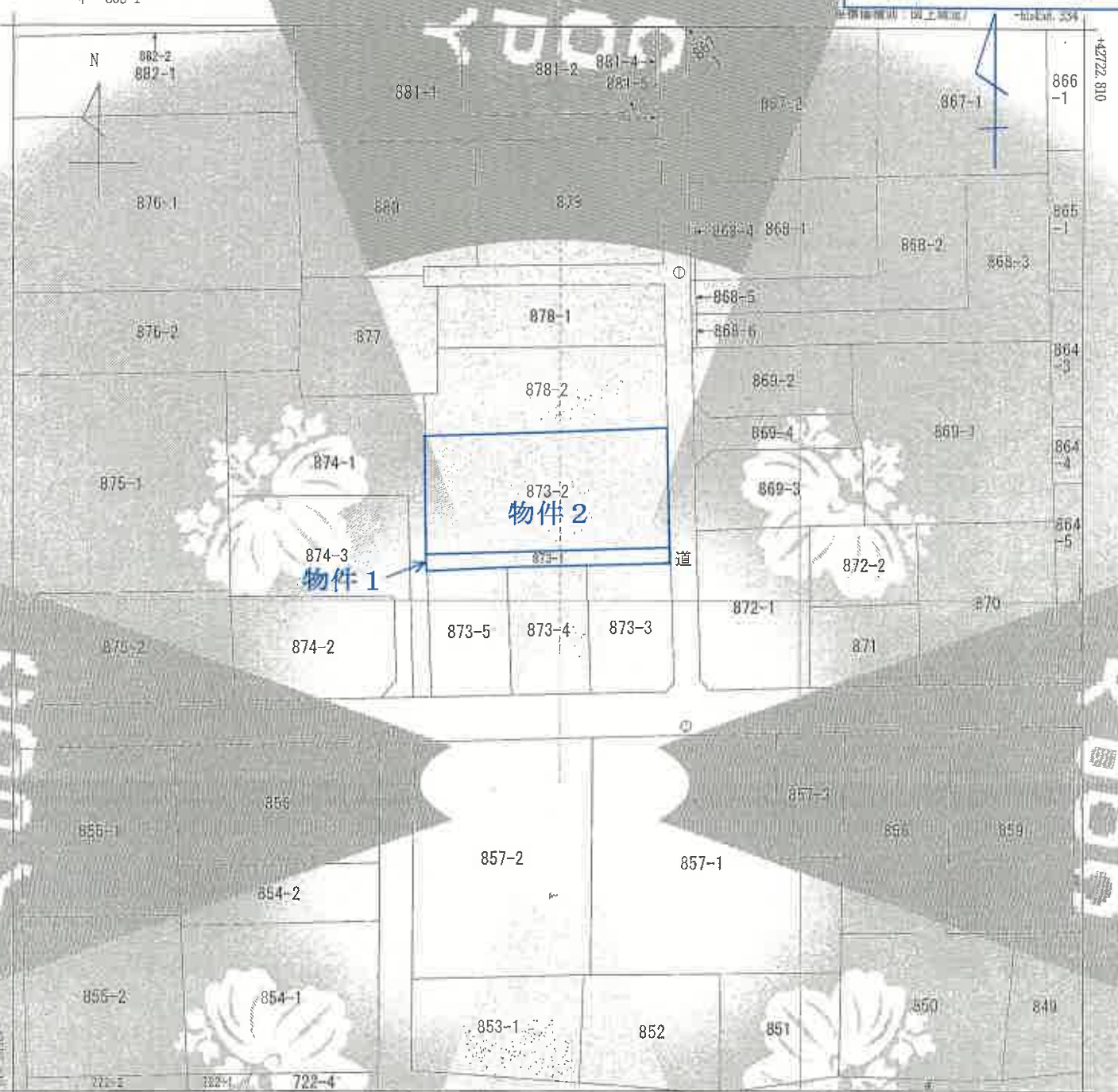
- 1 目的物件の位置図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写し
- 3 建物配置図
- 4 建物間取図

以 上

位置図

10,000

物件所在地



（国土地院）（国土地院）
（注）国土地院が公表した地図データ（JGD2011）による修正がされている。

「本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである。」

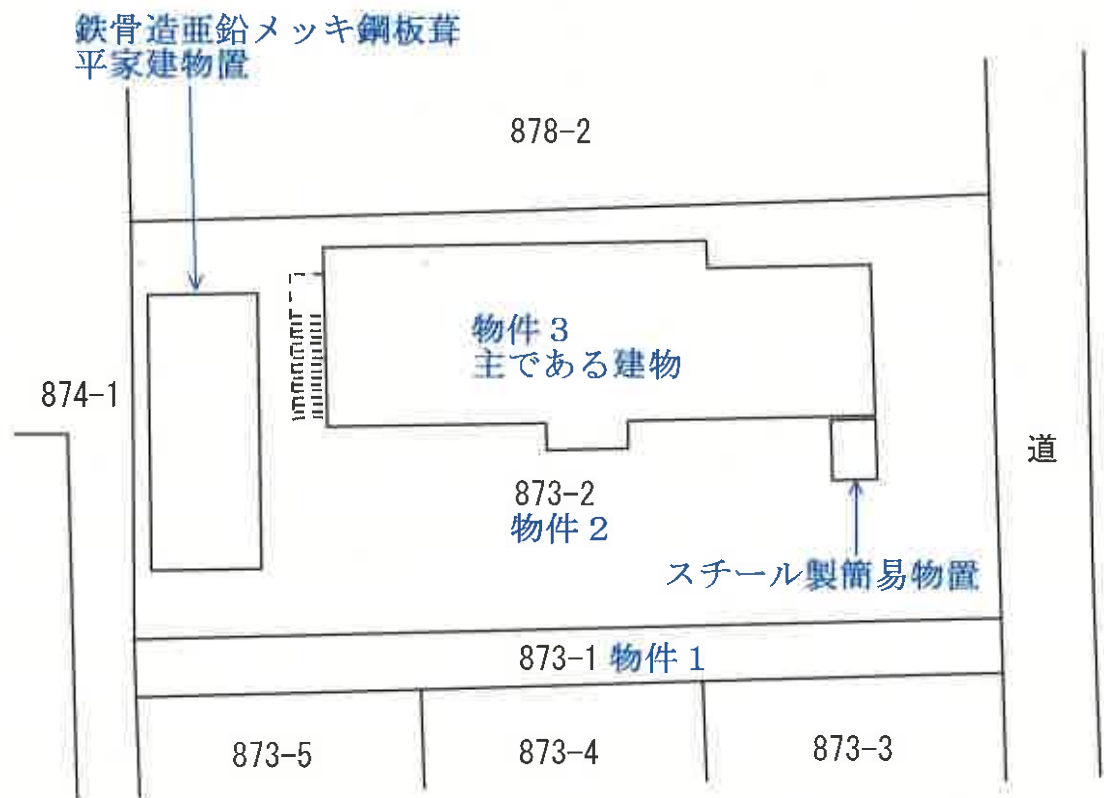


国土地院	所在地	前橋市東片貝町			地番	873番1	
縮尺	1/500	精度	Ⅲ	地籍系	Ⅳ	用途	（用途）（用途）（用途）（用途）
作成年月日		縮尺	1/500	縮尺	1/500	縮尺	1/500

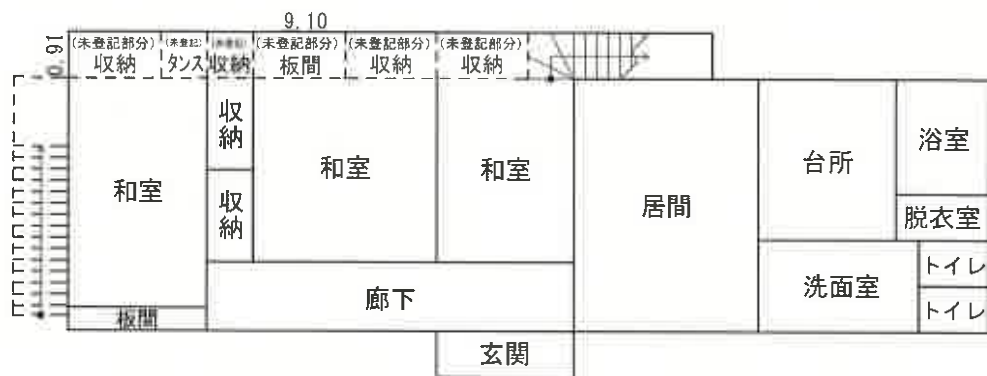
これは地図に記載されている内容を証明するものである。

令和8年1月8日
前橋地方裁判所

建物配置図



物件 3 主である建物 S=1/150



1階未登記部分床面積 約8.28㎡

(内訳)

9.10m×0.91m=8.281㎡

